

預金取引明細

遺産相続がスムーズにできないケースが増えているようです。家庭裁判所の遺産分割調停事件が増加傾向になっているのもそのあらわれと考えられます。

遺産分割の話し合いを難しくしている要因の一つに「**使途不明金**」があります。遺産分割協議の前提問題としては、「相続人の確定」「遺産の確定」「遺言の効力」などがありますが、「使途不明金」については遺産分割とは別に解決すべき問題とされています。

しかし、実際には「**もっと預金が残っているはずだ**」「**生前にどのようなお金を使い方をしていたのか**」ということがトラブルの原因になることがあります。

このような、使途不明金を明らかにする方法の一つとして「**亡くなった方の預金取引明細を取り寄せ**」というものがあります。

相続人の一人から預金取引明細の請求ができるか否かについては、争いがありましたが、最高裁判所が平成21年1月22日の判決により共同相続人の一人による預金取引経過開示請求を認めました。

この判例の後には、割とスムーズに相続人の一人から亡くなった方の預金取引明細を取り寄せることができるようになりました。

ご不明な点がありましたら、当事務所にお問い合わせください。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

